

川崎市告示第202号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年4月11日から令和7年4月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県 道					
旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	鶴見溝ノ口	川崎市高津区久本2丁目290番2先	15.00	43.50	
		川崎市高津区久本2丁目290番7先			
新	鶴見溝ノ口	川崎市高津区久本2丁目290番2先	15.00～ 18.48	43.50	
		川崎市高津区久本2丁目290番7先			